

特定都市施設整備項目表（建築物以外の交通公共機関）

施 設 の 所 在 地						
施 設 の 名 称						
項 目	小項目	主 な 整 備 基 準			適 合 欄	備 考
(1) 改札口	改札口			改札口を設ける場合は1以上		
			ア	幅は、内法のり80cm以上		
			イ	戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸		
			ウ	段差の解消		
			エ	床面は、水平面の確保		
(2) 乗降場	乗降場、プラットホーム	1		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		2		縁端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設		
		3		両端に注意喚起用床材の敷設、転落防止柵さくの設置		
		4		乗降場付近に必要な応じていすの設置場所を確保		
		5		乗降場と公共車両等との段差はできる限り小さくする		
(3) 通路	1) 通路	1		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		2		段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ		
	2) 改札口から乗降場に至る1以上の通路	3	ア	幅は、内法のり120cm以上		
			イ	傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		
			ウ	エレベーター、車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保		
			エ	誘導用床材又は音声誘導装置の設置		
	3) 傾斜路	4	ア	幅は、内法のり120cm以上、段併設の場合90cm以上		
			イ	こう配は、1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			ウ	踊場は高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上		
			エ	手すりの設置		
			オ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			カ	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
(4) 階段	階段		ア	手すりの設置		
			イ	主たる階段の回り段の禁止		
			ウ	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ		
			エ	段は、識別しやすくつまづきにくいもの		
			オ	階段の上端及び下端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設		
(5) エレベーター	エレベーター			「(3) 2) の通路」で傾斜路等により段差の解消が出来ない経路は、エレベーターを設置		
			ア	かごは床面積1.83m ² 以上		
			イ	かごの奥行きは、内法のり135cm以上		
			ウ	かごの平面形状は車いすの転回に支障がないもの		
			エ	戸の開閉を確認できる鏡の設置		
			オ	手すりの設置		
			カ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置		
			キ	かご内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		
			ク	出入口の幅は、内法のり80cm以上		
			ケ	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置		
	コ	かご内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字による表示				

(6) 便所			サ	乗降ロビーの幅、奥行きは、内法のり150cm以上		
			シ	乗降ロビーに到着するかでの昇降方向を音声により知らせる装置（かごに設けられている場合を除く。）		
	1) 腰掛式便器	1		多数の者が利用する便所に1以上		
				腰掛式便器、手すりの設置		
	2) 男子用小便器	2		多数の者が利用する男子便所に1以上		
				床置き小便器、手すりの設置		

備考 1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

特定都市施設整備項目表（道路）

施 設 の 所 在 地	
施 設 の 名 称	

項 目	小項目	主 な 整 備 基 準		適合欄	備 考
(1) 歩道	1) 歩道	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		
		2	幅員200cm以上（自転車歩行者道の場合は、幅員300cm以上）で100cm以上の平たん部分を確保		
		3	排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ぶた		
		4	横断こう配は、2%以下		
	2) 交差点部分及び縁石の切り下げ部分	5 ア	段差は、車いすが通過する際支障がないもので視覚障害者が段差を認識可能なもの		
		イ	すりつけこう配5%以下（やむを得ない場合8%以下）		
		ウ	すりつけ部と段差との間におおむね150cmの水平区間を確保		
	3) 視覚障害者誘導用床材	6	必要に応じて誘導用床材、注意喚起用床材の敷設（色は原則として黄色）		
	4) バス、タクシーの乗降場及びその付近	7	停留所付近その他必要に応じていすの設置場所を確保		
	5) 滞留場所	8	横断歩道、乗降場と接する歩道には必要に応じて滞留場所の確保		
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	横断歩道橋及び横断地下道	1	階段、傾斜路及び踊場に手すりの設置		
		2	回り段の禁止		
		3	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		4	段は識別しやすくつまづきにくいもの		
		5	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設		

備考 1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください
 2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

特定都市施設整備項目表（公園）

施 設 の 所 在 地					
施 設 の 名 称					
項 目	小項目		主 な 整 備 基 準	適 合 欄	備 考
(1) 出入口及び改札口	1) 出入口	1	ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			イ 幅は、内法のり120cm以上		
			ウ 縦断こう配は、8%以下		
			エ 車いすが通過する際支障となる段差の解消		
			オ 車止め柵さくの柵さくと柵さくの間隔が90cm以上		
	2) 改札口	2	改札口を設ける場合は1以上		
			ア 幅は、内法のり80cm以上		
			イ 戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸		
			ウ 段差の解消		
			エ 床面は、水平面の確保		
(2) 園路	1) 園路	1	出入口から便所、休憩所等に通ずる園路は1以上		
			ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			イ 幅員は、内法のり120cm以上		
			ウ 縦断こう配は、8%以下、横断勾こう配はおおむね水平		
			エ 縦断こう配4%以上の場合は50m以内毎に踏幅150cm以上の水平部分を確保		
			オ 縁石の切り下げ部分は、幅120cm以上すりつけ勾配は8%以下とし、かつ、段差の解消		
			カ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ぶた		
	2) 階段	2	ア 幅は、内法のり120cm以上		
			イ 手すりの設置		
			ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			エ 高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場の設置		
			オ 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
	3) 併設の傾斜路	カ	ア) 幅は、内法のり90cm		
			イ) 縦断こう配は、8%以下		
			ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
			エ) 手すりの設置		
			オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			カ) 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
(3) 駐車施設	1) 車いす使用者用駐車施設		多数の者が利用する駐車場で、50台以下の場合1台以上、50台を超える場合は50台ごとに1台加算した数		
			ア 出入口に近い位置		
			イ 幅350cm以上		
			ウ 車いす使用者用である旨の表示		
			エ 水平面の確保		
	2) 通路		ア 「(2) 園路」と同じ		
(4) 案内表示等	案内表示等	1	高齢者、障害者等に配慮した高さ、文字の大きさ、色合い等		
		2	必要に応じて誘導用床材の敷設、音声誘導装置の設置		

備考 1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「－」を記載してください

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。